

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」 に基づく埼玉県の減災に係る取組方針

令和7年8月8日

## 埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所・江戸川河川事務所・渡良瀬川河川事務所・高崎河川国道事務所・荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所）、気象庁熊谷地方気象台、独立行政法人水資源機構（利根導水総合管理所・利根川上流総合管理所・荒川ダム総合管理所）、東京発電株式会社、埼玉県

## 1 はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨では、茨城県内で鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

また、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風では、一級河川の支川や二級河川で堤防決壊などに伴う甚大な被害が生じ、要配慮者利用施設の入所者の逃げ遅れによる被害も発生した。

こうした背景から、社会資本整備審議会において、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申された。

この答申を踏まえ、県内63市町村・国土交通省関東地方整備局・気象庁熊谷地方気象台・独立行政法人水資源機構・埼玉県は、水防災意識社会の再構築を目的として、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進する「埼玉県減災対策協議会（利根川圏域）」及び「埼玉県減災対策協議会（荒川圏域）」を平成29年6月1日に設立した。

その後、水防法の改正により、都道府県大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことから、両協議会を統合し、水防法に基づく「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」に移行した。

「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」では、平成30年5月22日に、今後、各構成員が実施する「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく埼玉県の減災に係る取組方針（以下「取組方針」）を定め、これまで活動を続けてきた。そして、令和3年度が取組方針の最終年度であったことから、これまでの成果を総括し、今後の方針について検討を行ったところである。

その結果、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水・浸水被害軽減などを実現するため引き続き、令和8年度までを目標とした新たな取組方針をとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき、連携して減災対策に取り組み、毎年進捗状況を確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、協議会規約第6条に基づき作成したものである。

## 2 協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
さいたま市	市長
川越市	市長
熊谷市	市長
川口市	市長
行田市	市長
秩父市	市長
所沢市	市長
飯能市	市長
加須市	市長
本庄市	市長
東松山市	市長
春日部市	市長
狭山市	市長
羽生市	市長
鴻巣市	市長
深谷市	市長
上尾市	市長
草加市	市長
越谷市	市長
蕨市	市長
戸田市	市長
入間市	市長
朝霞市	市長
志木市	市長
和光市	市長
新座市	市長
桶川市	市長
久喜市	市長
北本市	市長
八潮市	市長

構成機関	構成員
富士見市	市長
三郷市	市長
蓮田市	市長
坂戸市	市長
幸手市	市長
鶴ヶ島市	市長
日高市	市長
吉川市	市長
ふじみ野市	市長
白岡市	市長
伊奈町	町長
三芳町	町長
毛呂山町	町長
越生町	町長
滑川町	町長
嵐山町	町長
小川町	町長
川島町	町長
吉見町	町長
鳩山町	町長
ときがわ町	町長
横瀬町	町長
皆野町	町長
長瀬町	町長
小鹿野町	町長
東秩父村	村長
美里町	町長
神川町	町長
上里町	町長
寄居町	町長
宮代町	町長
杉戸町	町長
松伏町	町長
国土交通省関東地方整備局	利根川上流河川事務所長
"	江戸川河川事務所長

構成機関	構成員
国土交通省関東地方整備局	渡良瀬川河川事務所長
"	高崎河川国道事務所長
"	荒川上流河川事務所長
"	荒川下流河川事務所長
"	二瀬ダム管理所長
気象庁	熊谷地方気象台長
独立行政法人水資源機構	利根導水総合 <b>管</b> 理所長
"	利根川上流総合管理所長
"	荒川ダム総合管理所長
東京発電株式会社	埼玉事業所長
埼 玉 県	県土整備部長
"	危機管理防災部 災害対策課長
"	県土整備部 河川環境課長
"	下水道局 下水道事業課長
"	さいたま県土整備事務所長
"	朝霞県土整備事務所長
"	北本県土整備事務所長
"	川越県土整備事務所長
"	飯能県土整備事務所長
"	東松山県土整備事務所長
"	秩父県土整備事務所長
"	本庄県土整備事務所長
"	熊谷県土整備事務所長
"	行田県土整備事務所長
"	越谷県土整備事務所長
"	杉戸県土整備事務所長
"	総合治水事務所長

### 3 埼玉県の概要と主な課題

#### (1) 地形的特徴

埼玉県は利根川または荒川の流域に属しており、その地形は西部地域が山地、北部地域が台地・低地、南部地域が丘陵地・台地、東部地域が低地となっている。

西部地域は八王子構造線より西側の山地部であり、そのほとんどが秩父山地に含まれ、山地特有の渓谷を有する地域となっている。地域内には荒川とその支川が流れ、本川である荒川は、寄居町を扇頂に荒川扇状地が形成されている。

北部地域は主に台地と低地で構成され、地域内の河川は台地から低地への変化点で比較的緩やかな勾配に移行する。地域内には小山川等が流れている。

南部地域は、主に丘陵地・台地で構成され、秩父山地から荒川低地に向かい地勢勾配が比較的急である。地域内には入間川、新河岸川等が流れている。

東部地域は主に低地で構成され、地域内に位置する中川・綾瀬川流域は、古くは利根川や荒川の氾濫原で、低平な地域が台地と利根川、荒川、江戸川等の河川堤防に囲まれ、水が溜まりやすくはけにくい、いわゆる浸水リスクが高い地域である。

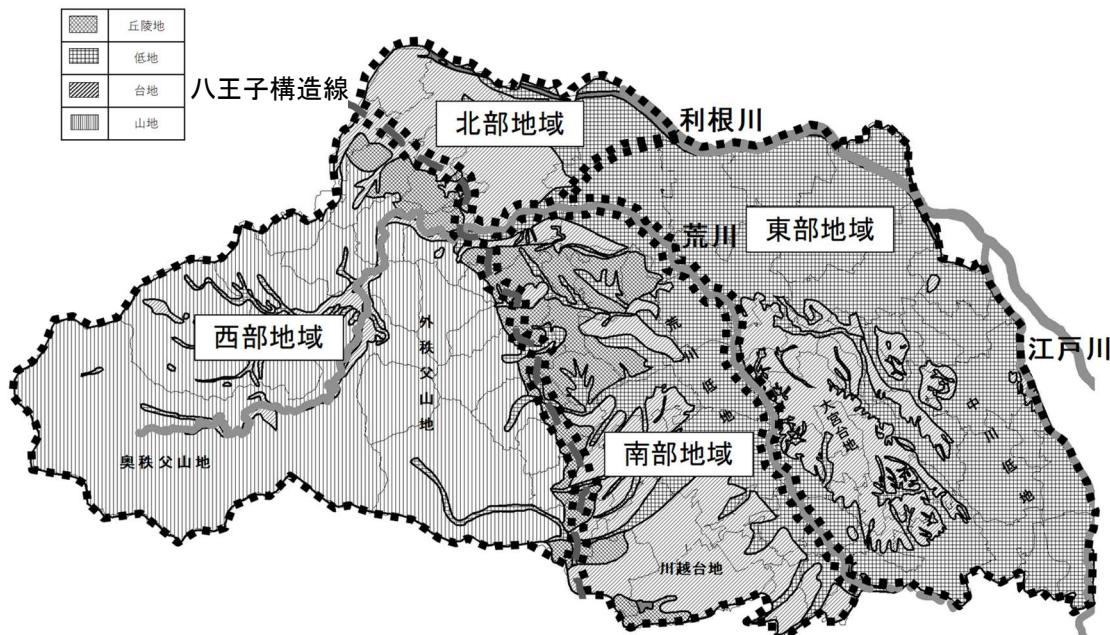


図-埼玉県の地形と地域区分

※ 国土数値情報ダウンロードサービスによるデータに一部追記

## (2) 過去の被害状況と河川改修状況

埼玉県における過去の代表的な洪水被害として昭和 22 年 9 月のカスリーン台風による被害がある。

利根川では埼玉県東村（現加須市新川通）で 9 月 16 日未明に堤防が決壊した。この決壊による氾濫流は埼玉県下にとどまらず、東京都葛飾区、江戸川区にまで達した。また、渡良瀬川や渡良瀬遊水地周辺の堤防 12 か所においても堤防が決壊し、川辺村（現加須市北川辺）では最高水位 5.5m に達し、湛水期間は 1 か月にも及んだ。

荒川においても、9 月 15 日午後に埼玉県田間宮村（現鴻巣市大間）において 65m にわたり堤防が決壊し、続いて熊谷市久下地先において 100m にわたり堤防が決壊した。

利根川、荒川以外の河川でも、現在埼玉県が管理している市野川や唐沢川において堤防決壊や越水による甚大な被害が生じた。

埼玉県下におけるカスリーン台風による被害は家屋の浸水 78,944 棟、家屋の倒壊・半壊 3,234 棟、死者は 86 人にのぼった。

カスリーン台風による被害以降も、数年に 1 回は台風等による浸水被害が発生している。

特に近年では、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨において、気象庁の越谷観測所で、昭和 51 年の統計開始以来、観測史上 1 位の降水量を更新する記録的大雨（301.5mm/48h）となり、新方川などが溢水するなどして、越谷市や春日部市を中心に 4,859 棟の浸水被害が発生した。

また、平成 28 年 8 月の台風第 9 号においては、県南西部を中心に 100mm/hr を超える猛烈な雨が降り、不老川や東川で溢水するなどして、所沢市や入間市を中心に 2,100 棟を超える浸水被害が発生した。

平成 29 年 10 月の台風第 21 号は、23 日に超大型の強い勢力を保ったまま静岡県に上陸した。この台風の接近・通過により、川越国土雨量観測所（川越市）では計画降雨の約 1.1 倍である「48 時間雨量 281 mm」を観測し、県内全域で 1,000 棟を超える浸水被害が発生した。

さらに、令和元年東日本台風は、10 月 12 日 19 時頃に大型で強い勢力を保ちながら、静岡県の伊豆半島に上陸し、その後関東地方及び福島県を通過した。この台風により、秩父市やときがわ町などの西部地域を中心に 10 日 0 時から 12 日 24 時までの 3 日間において、秩父市浦山で 687.0mm を観測するなど、県内全域にわたり記録的な大雨となった。

この結果、県管理河川では、計 164 か所において、河川管理施設が被災したほか、堤防の決壊に至った 2 か所を含め、計 57 か所において越水・溢水を確認した。堤防の決壊は、昭和 57 年台風第 18 号における新河岸川の決壊以来、37 年ぶりであり、内水浸水等によるものも含め、県内全域で約 5,700 棟を超える家屋の浸水被害が発生した。

このような洪水被害を踏まえて、埼玉県では河川改修を継続して実施しているが、県管理河川においては、令和 6 年度末で河川の整備が必要な区間のうち、時間雨量 50mm 程度の雨を安全に流すことのできる区間の割合は **62.9%** となっており、近年の集中豪雨の多発なども要因となって浸水被害が生じている。

### （3）減災に向けた主な課題

埼玉県における減災に向けた主な課題は第1期（平成29年度から令和3年度）までの総括を踏まえ、以下のとおりである。

#### ＜各地域の特徴を踏まえた課題＞

- 西部地域の河川は山地部に位置するため、河川の勾配が急であり洪水時は沿川で氾濫するとともに、河岸流出等の災害が発生しやすいことから、避難の遅れや、避難経路の途絶が発生する恐れがある。
- 北部地域の河川は、利根川との合流部付近では本川水位の影響を受けやすく、本川水位が高い状況が継続すると支川の河道水位も高い状況が長期化する恐れがある。また、河川の下流部は低平なため、大規模氾濫時には浸水が長期に及ぶ恐れがある。
- 南部地域の河川は、丘陵部及び台地部を流下するため河川の勾配が急であり、急激な水位上昇が発生する恐れがある。また、河岸流出が発生しやすいことから、避難の遅れや、家屋の流出、避難経路の途絶が発生する恐れがある。
- 東部地域は、低平な地域が台地と利根川、荒川、江戸川等の河川堤防に囲まれ、お椀の底のような地形となるため、水が溜まりやすく、はけにくい地域となっている。そのため、大規模氾濫時には、浸水が長期化し多数の孤立者や交通の断絶などが発生する恐れがある。

#### ＜状況把握や情報伝達に関する課題＞

- 水位計や河川監視カメラの増設により、きめ細やかな水位の動向把握が可能となつた一方、夜間におけるカメラの視認性の向上や、監視数の急増に伴う確実な監視体制の確保が必要である。

#### ＜警戒避難情報の発令や避難に関する課題＞

- 局所的な豪雨が頻発するなか、水位上昇が早い河川の場合、避難指示等の発令を限られた時間・情報の中で判断する必要がある。
- 大規模氾濫が発生した場合には、自治体の境界を越えた避難場所、避難経路等の設定が必要になる可能性がある。
- ホットラインで得た情報を基に、自治体内においてすべきことを整理する必要がある。

- 緊急速報メールの発信の基準・運用の明確化が必要である。

＜水防活動に関する課題＞

- 県管理河川の延長が長く、広範囲に亘る水防活動が必要な一方で、水防団員数の減少・高齢化により的確な水防活動の実施が困難になっている。
- 重要水防箇所において水防が適切に行われていたこと及び、備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されていたことを確認する必要がある。

＜浸水被害の軽減に関する課題＞

- 県管理河川の堤防の決壊に備え、堤防の決壊を遅らせる構造上の工夫が必要である。
- 大規模出水時における排水機場等の適正な操作や操作員の安全確保が必要である。
- 大規模出水後の被災状況調査の迅速化や、暫定水位基準の設定が必要である。

＜河川管理施設の整備に関する課題＞

- 河川改修や土砂撤去・樹木伐採、洪水調節池（ダム・調節池）、排水機場の有効性の確認やPRが必要である。
- 河川管理者が主体となって行う治水対策とともに、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として「流域治水」を進めることが必要である。

## 4 現在の取組状況と課題

埼玉県管理河川における減災対策に関する現状と課題は、以下のとおりである。

### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題（現状：○、課題●）
想定される浸水リスクの周知	<p>○埼玉県管理の全河川について、想定最大計画規模降雨・計画規模降雨による浸水想定区域を公表している。</p> <p>○県では各市町村が作成する洪水ハザードマップの作成支援を行っている。</p> <p>○市町村では洪水ハザードマップを作成し、各戸配布や市町村ホームページで公開している。</p> <p>○市町村によっては、市街地の電柱等に浸水実績（又は想定浸水深）、避難場所等を標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を実施している。</p> <p>●洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。 A</p> <p>●まるごとまちごとハザードマップの看板設置については、地域住民との合意形成が必要である。 B</p> <p>●中高頻度の水害リスク情報図の提供が実施できていない。 C</p>
洪水時における河川水位等の情報提供	<p>○河川水位に応じて、住民避難等に資する洪水予報・水位周知情報を自治体向けに通知している。</p> <p>○令和元年東日本台風においては、迅速かつ確実なホットラインが積極的に行われた。</p> <p>○水位計の増設できめ細やかな水位の動向把握が可能となった。</p> <p>○カメラによる水位の状況把握が有効だった。</p> <p>○堤防の決壊、越水・溢水などの重大被害が発生する恐れがある場合に、河川管理者から関係自治体に対して直接、情報伝達（ホットライン）を行うための仕組みを構築している。</p> <p>●ホットラインで得た情報を基に、自治体内において事前に準備する項目、内容を確認する必要がある。 D</p> <p>●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。 E</p> <p>●水位情報通知及び洪水予報の迅速かつ確実な発令が必要。 F</p> <p>●堤防が決壊した場合の情報提供では、対象となる市町村が多いため、効率的かつ的確に行う必要がある。 G</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達のあり方。特に複数のダム管理者からの緊急放流に係る警戒情報の伝達のあり方。</li> </ul>	H
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水位計について、監視数の急増に伴い、確実な監視体制の確保が必要。</li> </ul>	I
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急速報メールの発信の基準・運用の明確化が必要である。</li> </ul>	J
避難指示の発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難指示の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。</li> <li>○洪水予報や水位周知情報、水位観測所の水位情報などを参考に、避難指示の発令を行っている。</li> <li>○地域防災計画とは別に、主に担当職員向けの避難指示判断マニュアルを作成している。</li> <li>○県では、自治体の避難指示判断伝達マニュアルの作成支援を行っている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体によっては、避難指示の発令に関する具体的な数値基準が決まっていない。</li> </ul>	K
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準水位観測所の受持ち区間を対象に避難指示を発令すると、避難対象地域が必要以上に広範囲となる傾向があるため、避難指示のための適正な区割りと絞込みが必要である。</li> </ul>	L
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●深夜や早朝の避難指示の発令タイミングの見極めが難しい。</li> </ul>	M
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿川以外の自治体では、河川の水位が必ずしも避難判断の基準とならない場合がある。</li> </ul>	N
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●降雨・水位の予測、避難指示を発令すべきタイミングや対象区域の特定が難しい。</li> </ul>	O
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難指示を広範囲に正確・確実に伝えることはかなりの時間を要する。</li> </ul>	P
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動を一番早く開始しなければならない要支援者の空振りによる負担が大きく、正確な情報の収集と発信のために関係機関の支援が必要となる。</li> </ul>	Q
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模水害の場合は、複数の自治体に影響が及ぶことから、タイマーラインの作成においては広域の視点が必要となる。</li> </ul>	R
避難所等、避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水害時用の避難所等を指定し、洪水ハザードマップ等で周知している。</li> <li>○大まかな避難経路を洪水ハザードマップに掲示している。</li> <li>○人命を守るための緊急避難場所として、2階以上の公共施設や3階以上の建物等も緊急避難先とすることを洪水ハザードマップ等で周知している。</li> </ul>	

	<p>○企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結している。</p> <p>○近隣市町村だけでなく、離れた市町村とも協定を結んで避難所の確保に努めている。</p> <p>○県地域防災計画において市町村は広域避難場所を選定確保するよう規定している。</p> <p>○県では広域避難のため、他県との調整等の支援を市町村に対して行っている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模氾濫の場合、避難所等、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできないことが懸念される。</li> </ul>	S
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合には、避難所が不足することが懸念される。</li> </ul>	T
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域避難の際の避難所等、避難経路、避難方法が明確になっていない。</li> </ul>	U
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。</li> </ul>	V
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。</li> </ul>	W
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域では、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。</li> </ul>	X
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。</li> </ul>	Y
住民等への情報伝達方法	<p>○住民等への情報伝達のために、ホームページなどで雨量や河川水位、カメラ映像を提供している。</p> <p>○避難指示の情報を、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、エリアメール、レアラート、ツイッター、フェイスブック等の多様な手段で伝達している。</p> <p>○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により要支援者をはじめ住民への周知徹底を図っている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報伝達をしても、住民が自動的に避難してくれるかどうかが課題であり、伝達方法や防災に関する知識の向上等についての工夫や改善が必要である。</li> </ul>	Z
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●降雨時には防災行政無線や広報車等の音の聞き取りが困難となることが懸念される。</li> </ul>	AA

	●インターネットや携帯電話等からの情報は、入手ツールを持たない住民には伝わらない。	A B
	●避難情報の伝達手段は複数確保しているが、運用方法の確立や人員の確保ができていない。	A C
避難誘導体制	○避難誘導は、市町村職員、警察、水防団員（消防団員）が実施している。 ○日頃から要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めている。 ○学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒等施設利用者を安全に避難誘導する。 ○道路、橋りょう等の状況から安全な経路を選定し誘導する。特に危険な箇所は人員を配置する。 ○自力及び家族等の支援により避難が困難な避難者については、準備した車両により早めに避難させる。	
	●要配慮者施設利用者の避難方法の検討が必要である。	A D
	●避難行動要支援者（在宅）の避難支援体制の確立が必要である。	A E
	●自治体職員、警察、水防団員（消防団員）それぞれの役割が明確になっていない。	A F
	●広範囲かつ長期間の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町村への避難誘導体制など、自治体間の連携が必要。	A G

## ②水防に関する事項

項目	現状と課題（現状：○、課題●）	
河川水位等に 係る情報提供	○埼玉県では、県管理河川における基準水位観測所の水位により「水防警報」を発令している。 ○受信した「水防警報」などの河川水位等に係る情報は、市町村の災害対策本部から水防団（消防団）に伝達される。	
	●基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。	A H
	●優先電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段を確保する必要がある。	A I

河川の巡視区間及び水防活動の実施体制	○重要水防箇所を中心に巡視している。	
	○出水期前に、県、市町村、水防団等と合同で重要水防箇所の点検を行っている。	
	○毎年、水防訓練等を実施し、水防に関する知識だけでなく、氾濫の危険性についても水防団（消防団）に説明している。	
	●水防団員が減少・高齢化している中で、受持ち区間の巡視に時間を要し、また内水対応に人手が奪われてしまうことがある。	A J
水防資機材の整備状況	●出水対応を経験した水防団員が少なくなっているため、技術や知識の継承、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	A K
	●重要水防箇所において水防が適切に行われていたか判断がつかない。	A L
	○土のう袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。	
	○水防資機材について、毎年点検を行っている。	
	●資機材の補充等が的確に行えない場合がある。	A M
	●現有の資機材で行う水防工法を行える水防団員が少なくなっているため、水防団員の確保や新技術の活用を進めるとともに、資機材を準備していくことが必要である。	A N
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	●自治体単位では水防資機材の備蓄等が不十分であり、非常時ににおける相互支援の仕組みを構築しておく必要がある。	A O
	●木流し工法など、材料が手に入れにくい工法は、それに代わる新技術等を取り入れた工法等を知っておく必要がある。	A P
	●備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されているか判断がつかない。	A Q
	○庁舎について、止水板などの水害対策用資機材を整備し、万一、浸水等により活用が不能となった場合、災害対策本部の代替施設を用意している。	
	○自家発電装置を備えており、想定浸水深よりも高い位置に設置している。	
	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院が浸水し、機能が低下若しくは停止する。	A R
	●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。	A S
	●想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に対する影響検討が必要である。	A T

### ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する事項

項目	現状と課題（現状：○、課題●）	
排水施設等の運用や浸水被害軽減対策	○出水時の樋管等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ○ポンプ場の運転状況は川の防災情報で随時監視している。	
	●長期間の浸水及び浸水深が大きい状況を踏まえた、氾濫水への早期対策が必要である。	A U
	●既存の盛土構造物等を活用し、浸水被害の軽減を図ることが必要。	A V
	●37年ぶりとなる県管理河川における堤防決壊を受け、少しでも決壊の発生を遅らせる構造上の工夫が必要である。	A W
	●大規模出水時における排水機場等の適正な操作や操作員の安全を確保する。	A X
	●大規模出水後の被災状況調査の迅速化。	A Y
	●暫定水位基準の設定。	A Z

### ④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題（現状：○、課題●）	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○河川整備計画に基づき整備を進めている。 ○浸透による漏水の危険性が高い箇所で、対策を実施している。 ○水防活動を円滑に行うための河川防災ステーションを4箇所で整備済みである。	
	●堤防の断面不足や未整備の箇所等が存在する。	B A
	●河川改修や土砂撤去・樹木伐採、洪水調節池（ダム・調節池）、排水機場の増強の整備が必要。	B B
	●施設能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減する堤防構造の工夫が必要。	B C
	●排水機場の大規模水害への耐水化が十分ではなく、排水施設が機能しなくなる恐れがある。	B D
	●多様な治水手法を組み合わせ、排水機場での排水のみに頼らない河川整備が必要。	B E

## 5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動、円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和8年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

**県管理河川の氾濫による大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。**

- ※大規模水害・・・・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※逃げ遅れゼロ・・・・・・避難行動が遅れ、人命に関わるような逃げ遅れをなくす
- ※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

### 【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①円滑かつ迅速な避難のための取組
- ②的確な水防活動のための取組
- ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

## 6 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は以下のとおりである。

### 1) ソフト対策の主な取組

#### ①円滑かつ迅速な避難のための取組

主な取組項目			課題	目標時期	取組機関
(1)	洪水時における河川管理者からの情報提供				
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D, G	引き続き実施	県・市町村
(2)	避難指示発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）				
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L, M, R	R8年度	県・市町村 気象台
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	M, AF	毎年	協議会全体
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L, M, Q, R	必要に応じて	県・市町村・気象台
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	R8年度	関東地整・県市町村
(3)	水害危険性の周知促進				
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	R8年度	県
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	R8年度	関東地整・気象庁・県・市町村
(4)	ICTを活用した洪水情報の提供				
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P, Z, AA	R8年度	県
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	N, O, Q	引き続き実施	気象台
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P, Z, AA, AB, AC, AE	引き続き実施	市町村
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関東地整・県・市町村
(5)	防災施設の機能に関する情報提供の充実				
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N, M, O	R8年度	関東地整・県・水資源機構
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N, M, O	R8年度	関東地整・県・市町村・水資源機構

14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化 (取組項目 11 の再掲)	Z	R8 年度	関東地整・県・市町村
(6)	近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等			
15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V, W, X, AE	引き続き実施	市町村
16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供を実施。	S, T, U, X Y, AG	必要に応じて	関東地整・県・市町村
17	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	S, T	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構
18	応急的な退避場所の確保	S, T, U, V , X	R8 年度	県・市町村
19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z , AD, AF	R8 年度	市町村
20	共助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。	V, AD, AE	R8 年度	県・市町村
21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	R8 年度	市町村
22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	R8 年度	関東地整・県・市町村
(7)	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施			
23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8 年度	関東地整・県・市町村
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す。先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	R8 年度	県・市町村
(8)	洪水ハザードマップの周知、活用			
25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R8 年度	市町村
26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置(取組項目 7 の再掲)	必要に応じて	R8 年度	市町村
27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引き続き実施	市町村
28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引き続き実施	市町村

(9)	浸水実績等の周知			
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	A	引き続き実施 県・市町村・水資源機構
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引き続き実施 市町村
	31	市町村のまちづくり担当部局等に対し、中高頻度の水害リスク情報を提供	A	R8年度 関東地整・県
(10)	防災教育の促進			
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	R8年度 関東地整・県・市町村
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施 協議会全体
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施 協議会全体
(11)	洪水予測や水位情報の提供の強化			
	35	危機管理型水位計の拡充	Q, AH	R8年度 県
	36	河川監視用カメラの拡充	Q, AH	引き続き実施 県
	37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急放流に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化。	H	R8年度 関東地整・県・水資源機構
	38	ダム放流警報設備等の耐水化や改良	AX, N	R8年度 関東地整・県・水資源機構
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	R8年度 関東地整・県・水資源機構
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	R8年度 県・市町村
	41	洪水予測（水害リスクライン）の高度化による、災害対応や避難行動等の支援	E	R8年度 関東地整・県

## ②的確な水防活動のための取組

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
(12)	水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供			
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施 市町村
	43	水防団が行う河川巡視の受け持ち区間や巡視等水防活動の実施体制の見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて 関東地整・県・市町村
(13)	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保			
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の	BC	必要に応じて 関東地整・県

		無動力化の取組について情報提供			
(14)	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認				
	45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関東地整・県・市町村・地域住民
	46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関東地整・県・市町村
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村
(15)	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）				
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村
(16)	水防訓練の充実				
	50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AK, AP	R8 年度	関東地整・県・市町村
(17)	水防団間での連携、協力に関する検討				
	51	大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AM, AN, AO, AP	R8 年度	市町村
(18)	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実				
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	R8 年度	県・市町村
(19)	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実				
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AR, AS, AT	R8 年度	県・市町村

③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
(20)	排水施設、排水資機材に関する情報の共有			
	54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引き続き実施 関東地整・県・市町村・水資源機構
	55	排水機場の遠隔化、退避基準の明確化	AX	R8 年度 関東地整・県・市町村・水資源機構
(21)	浸水被害軽減地区の指定			
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて 県
	57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む。	AV	必要に応じて 市町村
(22)	出水後の対応			
	58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに 県・市町村
	59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに 県・気象台

## 2) ハード対策の主な取り組み

### 河川管理施設の整備等に関する取組

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
(23)	洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
	60 現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ。	AW, BA, BB, BE	引き続き実施	県
	61 流域治水の考え方に基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取組む	BB, BE	必要に応じて	国・県・市町村
	62 多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削）	BA	引き続き実施	県
	63 浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施。	AV	R8 年度	県・市町村
	64 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤の整備。	—	引き続き実施	県
	65 整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整	BB	必要に応じて	県・市町村
(24)	危機管理型ハード対策			
	66 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引き続き実施	県
(25)	排水機場の耐水化の検討			
	67 排水機場の耐水化の検討	AX, BD	R8 年度	県